

訪問看護10ヵ年戦略 骨子（案）

10年後の2018年に向けて ～超高齢社会・多死時代を迎えるにあたって～

今後、高齢者介護を取り巻く状況の変化として、75歳以上の後期高齢者が増大し、2020年には前期高齢者を上回ることが予測され、特に、高齢夫婦世帯、高齢者単独世帯が増加することから、家族介護のみをあてにしない「独居モデル」の確立が求められる。このため、これら的高齢夫婦世帯、高齢者単独世帯が安心して生活できる住まいや療養環境の整備が大きな課題となると考えられる。

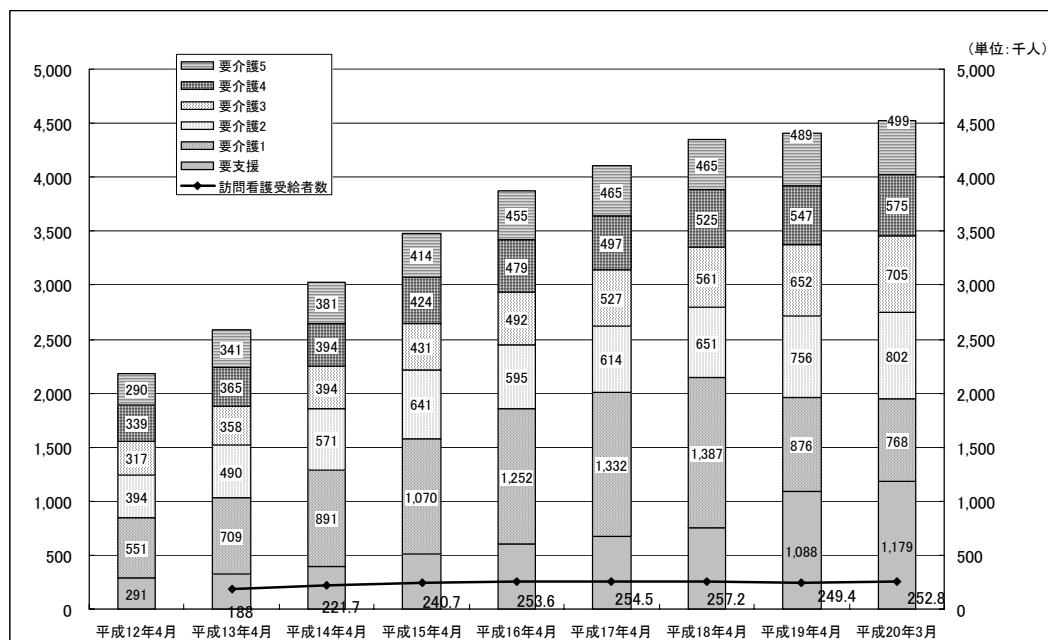
さらに、認知症高齢者の増加、がん患者の増加、在宅での看取りの増加などに伴い、医療と介護を必要とする高齢者が増加し、小児や精神疾患等の訪問看護ニーズも高まっていることから、訪問看護を必要とする利用者が大幅に増加することが見込まれる。

超高齢社会・多死時代を迎えるにあたって、在宅療養者やその家族が安心して、介護が必要な状態になっても、質の高い介護サービスが利用でき、尊厳をもって自立した生活を送れるよう、訪問看護サービスの充実を図っていく必要がある。

訪問看護ステーションの利用者数（医療保険・介護保険）は、約31万人であり、介護保険利用者は要介護者数の伸びに比べて、ほとんど増加していない。日本看護協会推計によれば、2020年には100万人¹になることが見込まれており、急激な利用者ニーズの増加に対応できるように訪問看護サービスの供給基盤を早急に確立する必要がある。

この訪問看護10ヵ年戦略は、これらの背景を踏まえ、訪問看護サービスの供給基盤の確立に向けて、日本看護協会、日本訪問看護振興財団、全国訪問看護事業協会が協働し、今後10年間の具体的な取り組み事項についてまとめたものである。

図表1 要介護者数と訪問看護受給者数（介護保険）の推移



出所) 要介護認定者数; 厚生労働省介護保険事業状況報告、訪問看護受給者数; 厚生労働省介護給付費実態調査より作成 (訪問看護受給者数は13年は5月、20年は4月の値)

¹ 平成19年度日本看護協会「訪問看護ステーションの利用者推計に関する分析」より現在の介護保険施設入所者比率を用いて介護保険施設入所者数を算出した場合の推計 (パターン1推計)

訪問看護のミッション

国民が最期まで安心して療養生活を送れるよう、他機関・多職種と連携し、24時間365日にわたり療養生活と在宅看取りの支援を行う。

10年間のアクションプラン

■ 在宅療養者が安心して利用できる訪問看護の仕組みづくり

1. 分かりやすい訪問看護の仕組みをつくる
2. 必要なときにいつでも訪問看護を利用できるようにする

■ 訪問看護サービスの提供体制の確立とサービスの質向上

3. 訪問看護師を十分に確保し、継続して育成する
4. 訪問看護ステーションの機能を強化・拡充する

■ 訪問看護ステーションの事業経営の安定化

5. 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業を推進・定着させる
6. 訪問看護ステーションの事業規模を拡大し、複合化を目指す

1. 分かりやすい訪問看護の仕組みづくり

- 訪問看護（医療保険・介護保険）の利用者数は約 31 万人であり、近年横ばいであり、介護保険利用者の約 6 割は、要介護 3 以上の中重度者という特徴がある。
- 在宅療養者やその家族にとって、訪問看護は介護保険と医療保険にまたがり制度が複雑であることや、訪問介護などの福祉系サービスとの違いが分かりづらいことなどから、訪問看護が十分に利用されているとはいえない。特に、要介護度が低い高齢者の訪問看護利用率が低く、療養生活を安心して送るために訪問看護サービスが必要であることがあまり認識されていない。
- このため、訪問看護について在宅療養者及びその家族等への PR を効果的に行うとともに、訪問看護の問い合わせ窓口の設置等を通じ、訪問看護の認知度向上及びイメージアップを図る。

【具体策】

- 訪問看護に関するイメージアップ戦略を図る（メディアを活用）。
 - ☞ 訪問看護に関する一般向け啓発 DVD の作成
 - ☞ 多様な訪問看護のベストプラクティスの収集と情報発信の企画・実施
- シンポジウム等において、訪問看護の利用者の声を広げる。
 - ☞ 看護の日や看護フォーラムの場を活用し、住民参加型のシンポジウムを開催（認知症ケア・緩和ケア・重身等）（都道府県看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会との共催）
 - ☞ 在宅医療・介護関係者と利用者が集う交流集会の開催
 - ☞ 難病団体・認知症家族の会等と共同でシンポジウムを開催
- 訪問看護に関する問い合わせ窓口を地域ごとに設置し、訪問看護に関する一般的な相談の受付及び訪問看護ステーションの紹介を行う。
 - ☞ 地域包括支援センターとの連携による訪問看護問い合わせ窓口の設置・訪問看護利用促進事業の実施
 - ☞ 地域の拠点ステーションが相談の役割を担う
 - ☞ 訪問看護ステーション検索サイトの充実（訪問看護ステーションナビ）、訪問看護ステーションの人員体制、カバーエリア、受けられるサービスの明示、得意な領域、実績などが簡単に検索できるサイトの設置

- ☞ 区市町村ごとに訪問看護ステーションマップを作成して、病院・診療所・地域包括支援センター、薬局、公民館などに置く
- 在宅療養者及びその家族が自ら訪問看護を選択できるよう、必要性の判断方法について確立・周知する。
 - ☞ 介護サービス情報公表システムで公表されている訪問看護ステーションの情報を利用者が入手しやすい方法を考える
 - ☞ 看護職員による「居宅療養管理指導」を普及推進し、軽度の在宅療養者における訪問看護の利用促進・拡充を図る
- 退院時に適切に訪問看護の利用につなげられるよう、退院調整に関する研修の受講機会・受講期間を増加する。また、医療機関と訪問看護ステーションの看護職員が相互理解・交流する機会を設定する。
 - ☞ 訪問看護推進事業において、医療機関と訪問看護ステーションの相互交流の機会や場を活用し、多くの方々が参加できるよう関係機関に働きかける
 - ☞ 退院調整看護師育成研修の継続
 - ☞ 地域の医療機関及び訪問看護ステーション共同の退院調整研修プログラムの設置・交流人事による“医療・介護が必要になっても安全・安心に暮らせる地域づくり”活性化事業

2. 必要な時にいつでも訪問看護を利用できる体制づくり

- 訪問看護の需要計画については、その方法が確立しておらず、介護保険事業計画等を策定する際には、要介護者の推計値に現在の訪問看護利用率等を乗じて算定されることが多い。また、都道府県で策定している医療計画において、訪問看護の役割・位置づけが明示されておらず、計画的に訪問看護ステーションの設置が進められていない場合がある。
- さらに、訪問看護ステーション未設置市町村が約半数を占め、都道府県別の高齢者人口10万人あたりの訪問看護利用者数は4倍の開きがある。
- このため、訪問看護の需要予測方法を確立し、必要な時にいつでも訪問看護を利用できるよう、訪問看護ステーションの計画的な設置を促進する。

【具体策】

- 訪問看護の潜在ニーズも含めた需要予測方法を確立し、行政の計画作成時に使えるように頒布する。
 - ☞ 地理的特性を加味した訪問看護事業所の需給状況に関する検討
- 都道府県の医療計画において、訪問看護の役割・位置づけを明確化する。
 - ☞ 医療情報公表（公開）に訪問看護ステーションの情報を入れて公表してもらう
 - ☞ 都道府県の保健医療計画協議会等における訪問看護推進に関する発言強化（都道府県看護協会及び協議会委員へのロビー活動・情報提供等による支援活動）
- 行政計画にあげた訪問看護必要数（目標値）を達成するための具体的な方策について、行政と都道府県看護協会及び訪問看護ステーション連絡協議会等が協議しつつ進める。
 - ☞ 各都道府県の訪問看護必要数（目標値）達成にむけた都道府県看護協会及び訪問看護ステーション連絡協議会の活動支援
- サテライト事業所は、過疎地等の地域の限定がなく設置できることを行政に周知し、サテライト事業所の設置促進を図る。
 - ☞ サテライト設置状況の情報を入手し、公開する
 - ☞ 都道府県における「サテライト事業所設置推奨地域マップ」を作成し、都道府県協会及び自治体に情報提供する

3. 訪問看護師を十分に確保し、継続して育成する

- 訪問看護ステーションの廃止・休止の理由として、「訪問看護師不足」をあげる事業所が多く、訪問看護師の安定的な確保が重要な課題となっている。
- 訪問看護師を確保するため、新卒看護師や再就職者を積極的に採用するとともに、現任訪問看護師のキャリアアップの仕組みを導入する。

【具体策】

- 訪問看護師に関わる様々な教育・生涯研修体系を整理した上で、今後の訪問看護師の育成・確保に関する10ヵ年計画を作成する（育成主体、育成方法・期間等を明示）。
 - ☞ 訪問看護ステーション管理者、病院看護管理者、看護系大学等教員などの有識者による検討委員会を設置し、訪問看護師育成・確保に関する10ヵ年計画を立案（訪問看護師として期待されるビジョンを提示）
 - ☞ 「訪問看護師育成・確保に関する10ヵ年計画」の共有化と具体的事業の実施
 - ☞ 訪問看護師の生涯研修体系の構築（たとえば、大学や団体などと協働して研修会を行う）
 - ☞ 研修会の講師紹介を行う
 - ☞ 訪問看護師としてのキャリアアップするための評価基準の作成
- 新卒看護師や再就職者を積極的に採用するため、訪問看護ステーションの受け入れ体制を整備する。また、訪問看護師に必要な基礎的能力を明らかにし、それらの能力を網羅的・効果的に習得できる研修を実施する。
 - ☞ 基礎教育及び専門教育（地域看護・在宅看護）における、訪問看護に関するカリキュラムの充実
 - ☞ 在宅看護論を教える教員の育成強化（教員の研修を受け入れる訪問看護ステーションの整備）
 - ☞ 訪問看護ステーション管理者が学校教育に参画する
 - ☞ 訪問看護に特化したナースバンクを設置・運営する
 - ☞ 新卒看護師及び新たに訪問看護を始める看護職にむけた研修プログラムの開発と実施
- 全都道府県において、訪問看護認定看護師及び専門看護師の養成機関の設置を推進する。
 - ☞ 都道府県看護協会や看護大学への働きかけ、養成機関の設置目標を各都道府県1ヶ所

(10年間で1万人を養成)とする。

※ 2020年の訪問看護利用者数(月)の推計値は、約58~60万人(平成19年度老健事業報告書)をもとに試算。看護師一人あたり10人受け持つと考えると、2020年の訪問看護師の必要者数(常勤)は約5.8~6万人である。さらに、従事者数を1事業所あたり管理者込みで6名とすると、9,700~10,000ヶ所の事業所が求められる。およそ10年間で1事業所あたり1名の訪問看護認定看護師を配置するには、年間1,000人程度の養成が必要である。

→したがって、1,000人÷47都道府県=21名(人/年/都道府県)すなわち、各都道府県1ヶ所以上の養成機関が必要である。

- ☞ 都道府県看護協会及び看護系大学等に養成機関設置の設置に向けて養成する
- ☞ 訪問看護認定看護師、専門看護師を養成する教員を養成する
- ☞ 訪問看護認定看護師、専門看護師の組織化を支援し、政策的意見発信を強化する

- 看護系大学において訪問看護師の養成・再就職支援等のカリキュラムの設置を促進し、訪問看護師のキャリアアップの仕組みをつくる。

- ☞ 訪問看護ステーション管理者、病院看護管理者、看護系大学等教員などの有識者による検討委員会を設置し、訪問看護師キャリアアップの仕組みを検討(たとえば、学び直しのシステムを検討)

- 現任訪問看護師の継続研修については、e-learningを積極的に活用し、職場を離れずに講習を受講できる仕組みをつくる。

- ☞ 同行訪問を行い、訪問看護の場面や技術を習得する機会を作る
- ☞ 訪問看護従事者のe-learning受講率を高める対策の検討及び実施

- 訪問看護ステーションにおける実習生受入れ数の増大に伴い、実習受入れ先の確保や実習指導者の養成を図る。

- ☞ 学生実習を受け入れるための訪問看護ステーション体制・仕組みの改善(実習受入費用の増額、実習指導者の教育充実)

4. 訪問看護ステーションの機能の強化・拡充

- 医療の高度化、利用者ニーズの多様化等に伴い、訪問看護ステーションには様々な利用者ニーズに対応することが求められている。
- このため、利用者ニーズに 24 時間適切に対応できる訪問看護ステーションを整備し、訪問看護ステーションの機能の拡充とサービスの質の向上を図る。機能拡充にあたっては、訪問看護師の 24 時間電話対応の負担感の軽減、ワークライフ・バランスのとれた就業の促進など、訪問看護師の労働環境改善を合わせて進める。
- 訪問看護ステーションの機能の強化に向け、管理者教育・育成を充実する。

【具体策】

- 医療処置、疼痛コントロール、栄養・排泄管理、死後の処置、退院支援など、様々な利用者ニーズに 24 時間対応できるよう訪問看護ステーションの機能を強化する。
 - ☞ 訪問看護ステーション同士が協働して、地域住民が安心して療養できるように支援する仕組みづくりを地域の拠点訪問看護ステーションが作れるよう支援する
 - ☞ 訪問看護ステーションの安定的な 24 時間営業にむけた支援事業
 - ・ 24 時間営業の経営モデルの提示と普及、周辺業務の集約化（事務サポートセンターの設置）、衛生材料等供給システムなど
- 利用者ニーズの多様化に対応できるよう、専門性の高いケアに関するコンサルテーションを受ける仕組みをつくる。
 - ☞ 専門看護師や認定看護師からの専門的ケアの技術の習得、コンサルテーションを受ける機会を作る
 - ☞ 訪問看護ステーションのネットワーク化を推進し、専門性の高いケアへのコンサルテーションのできる機関型の訪問看護ステーションを支援する
 - ☞ 診療報酬改定・介護報酬改定にむけた政策提言
 - ・ 専門性の高いケアによるエビデンスの集積（3 団体と看保連等との連携、ステーション管理者や連絡協議会の組織化など）
 - ・ 専門性の高い看護師を配置している事業所や専門性の高いケアが提供された場合の報酬上の評価ならびにケア提供体制構築にむけた提言・要望
 - ☞ 障がい者、精神障がい者、小児などへの訪問看護の推進

- 増大する在宅ターミナルに対応するため、必要な研修を実施する。また、在宅療養支援診療所と訪問看護ステーションとの連絡会など、在宅ターミナルに対応可能な医師との連携を強化する。
 - ☞ 他職種や市民を巻き込んだ研修会やシンポジウムの実施
 - ☞ 在宅ターミナルケアを行うことのできる機関（在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなど）を情報共有する
 - ☞ 都道府県協会及び訪問看護ステーション連絡協議会が、都道府県医師会や在宅療養支援、診療所連絡会等との協賛による研修会、情報交換会を企画・運営し連携の強化を図れるよう活動を支援

- 管理者の研修受講機会を増やし、経営・人事・労働環境など、訪問看護ステーションのマネジメントを行うための能力を身につける。
 - ☞ 管理者養成研修の中で実施

- 様々な従事者対策について、全国の訪問看護ステーションの取り組みを支援し、訪問看護師の雇用管理の改善を図る。
 - ☞ 経営実態や雇用に関する調査を行い、結果を公開する
 - ☞ 労働環境や雇用形態などに関する相談対応、情報提供や研修会を行う
 - ☞ 福利厚生や労働環境の整備、代替えのための人事交流、などの労働条件や雇用環境を整え、助言する

5. 訪問看護ステーションのネットワークの強化

- 訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、様々な事務作業・周辺業務に対応するには職員が不足している。
- 訪問看護師が訪問看護業務に専念し、利用者・家族のニーズに対応していくために、広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置し、様々な周辺業務に対応する。

【具体策】

- 広域対応訪問看護ネットワークセンターを各地域ブロックごとに設置する。
 - ☞ 広域対応訪問看護ネットワークセンターを中心に、自治体や都道府県看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会が協力して地域住民や在宅療養者のニーズを情報集約し、地域の訪問看護が取り組むべき課題について明確化できるよう、情報提供や活動支援を行う。
- 広域対応訪問看護ネットワークセンターでは、請求業務等支援事業、コールセンター支援事業、医療材料等供給支援事業などを実施する他、地域の訪問看護ステーションの連携を強化し、夜間帯・専門領域の訪問分担、看護記録の様式共有、パンフレット作成、スタッフ教育、人事交流等を協働で行うことにより、地域の訪問看護ステーションの業務効率化を図る。
 - ☞ 広域対応訪問看護ネットワークセンターの設置に伴い、ステーションの事務作業や電話相談等の業務がどの程度効率化されたか、医療材料等が円滑に提供されているか等の実態調査を実施し、ネットワーク強化に向けた課題について提言を行う。

6. 訪問看護ステーションの事業規模拡大・複合化

- 訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、利用者への安定的なサービス供給や経営効率改善の観点から、事業所の規模を拡大し、機能を複合化することが求められる。
- 訪問看護ステーションの規模の拡大や機能の複合化を図り、安定的な事業運営を目指す。

【具体策】

- 小規模事業所の経営の安定化を図る。
 - ☞ 小規模事業所同士で、人事交流や事務作業等を共同実施し、効率化を図り、ネットワーク・連携を推進する
 - ☞ 訪問看護ステーション管理者の業務効率化・経営改善についての認識を高めるとともに、経営安定化のノウハウをまとめた小冊子の作成及びセミナー、コンサルテーションの実施により普及事業を行う。
- 機能の複合化（療養通所介護の併設等）を促進し、事業の安定を図る。
 - ☞ 泊り、通所の推進
 - ☞ 健康管理などのサービス提供の検討
 - ☞ 診療報酬改定・介護報酬改定にむけた政策提言
 - ・エビデンス集積及び療養通所介護推進ネットワークの活動支援
 - ・療養通所介護の拡充に資する報酬上の評価・設置促進策などを要望・提言
- 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホームなど、多様な居住の場への訪問看護を拡大し、事業の安定化を図る。
 - ☞ 診療報酬改定・介護報酬改定にむけた政策提言
 - ・訪問看護に関するエビデンス集積
 - ・介護保険施設に従事する看護職員の組織化による政策的な発言強化
 - ・多様な居住の場における訪問看護の報酬上の評価及びサービス提供の促進策を要望・提言
 - ☞ 多様な居住の場における訪問看護の定着にむけた情報発信や支援活動

- 訪問看護ステーションの経営安定化に向け、経営コンサルテーションを行う。
 - ☞ 事業協会が実施しているモデル事業のネットワーク事業の中で検討
 - ☞ 在宅ケア・訪問看護に関する電話相談・来所相談の実施
 - ☞ 業務効率化やサービスの質の向上のためのコンサルテーションの実施

【今後の検討課題】

現在、訪問看護は医療保険と介護保険の両方にまたがり、報酬体系が複雑で高齢者等にとって分かりにくい制度となっている。また、介護保険制度においては、ケアプランに位置づけた場合に、計画的にサービス提供を行うことが求められていることや、区分支給限度基準額の枠内での利用にとどまり、本来の訪問看護の機能が十分に果たせていない状況にある。

今後、訪問看護の制度における位置づけを再検討し、本来の訪問看護の機能を果たすために必要な制度・方策を検討する必要がある。

- 訪問看護に関する医療保険と介護保険の枠組み・制度の整理
- 医師との関係（約束処方・包括指示等）のあり方に関する検討
- 療養上の世話に関する訪問看護師の自律性、専門性の発揮
- 医療ニーズの高い利用者のケアマネジメントにおける訪問看護の役割の整理
- 訪問看護の技術（認知症やじょく創へのケア、糖尿病の指導料等）に対する評価の検討